

「令和 7 年度男性の家事シェア促進業務」業務仕様書（案）

1 委託業務名

令和 7 年度男性の家事シェア促進業務

2 委託期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで

3 業務の目的及び概要

家庭内における家事シェアへの気運を高めるとともに、家事の外部化に対する意識変容を促すため、県内の商業施設において啓発イベントを行うほか、家事に要する時間そのものを減らす方法の選択肢の一つとして、家事代行サービスを利用した家事のアウトソーシングを提案するため、パンフレットを作成する。

4 業務の内容

（1）啓発イベントの実施

ア 実施時期

概ね令和 7 年 10 月から 11 月の土日祝日

イ 実施回数

2 回

ウ 会場

- ・集客が見込まれる商業施設等
- ・会場は提案事項に含め、委託者と協議の上決定する。
- ・津軽地域及び県南地域において各 1 回ずつ実施する。

エ メインターゲット

県内在住の 30～50 代の男性を含む夫婦・家族等

オ 実施内容

（ア）県内家事代行事業者 P R ブースの設置

県内家事代行事業者が自社のサービス等を P R するブース（1 会場あたり 3 ～ 4 ブース程度）

（イ）日用品メーカー家事用品体験ブースの設置

全体で 3 ブース程度の体験ブースを設置し、1 ブースあたり 1 ～ 2 商品の体験を行うこと。

（ウ）ステージイベントの実施

（ステージイベントの例）

- ・家事シェアのコツをテーマとしたトークイベント
- ・家事代行サービスの実態をテーマとしたトークイベント（発注者が実施した家事代行サービスに関するアンケート調査結果を踏まえるもの。）
- ・家事シェアに役立つ日用品メーカー商品の実演

(オ) キッズコーナーの設置

子ども連れの家族も集客できるような工夫をすること。(1会場あたり1ブース程度)

カ 事前準備

- ・会場の手配及び会場管理会社との調整(会場使用料の支払いを含む。会場の使用申込は発注者が行うこととし、会場使用料の請求先は受注者とする。)
- ・進行台本等の作成
- ・イベントに必要なタレント(1～2名程度)の手配・対応(謝金等の支払いを含む)
- ・イベント進行アテンド(1名)の手配・対応(謝金等の支払いを含む)

キ イベント告知

- ・チラシの作成
なお、デザインについては、発注者と協議の上決定すること。
- ・SNS広告
Instagram 及び Facebook 広告において配信すること。
- ・イベント会場においてポスターを掲示できる場合は、会場管理会社と調整の上、ポスターを作成すること。

ク 会場設営・当日運営

- ・イベント会場の設営・撤収
なお、当日使用するテーブルや椅子については、上記4(1)ウの2会場の備品を使用することとする。
- ・ステージのセッティング
- ・ブースのセッティング
- ・ブース来場者への対応(ノベルティの配布)
発注者が指定する日用品メーカーから、ノベルティ(120,000円程度)を購入し、来場者に配布する。

ケ 留意事項

- ・業務の実施にあたっては、実施場所を管理する者からの指示に従うこと。
- ・イベントの実施にあたっては、日用品メーカーと協議を行うこと。
- ・イベントで使用する商品を取り扱う日用品メーカーとの交渉は発注者が実施する。
- ・委託料には、謝金、会場借上料、ノベルティ料等を含むこと。
- ・イベント来場者には、4(2)で作成するパンフレットを配布すること。
- ・発注者が別途実施するアンケート調査ブース(1ブース程度)を確保すること。

(2) 家事のアウトソーシング普及啓発パンフレットの作成等

ア パンフレットの編集・デザイン

家事のアウトソーシング普及啓発パンフレットを作成し、納品すること。具体的な掲載内容は、企画提案に基づき、発注者と協議の上決定する。

イ メインターゲット

概ね 30～50 代の共働き世代や子育て世代等

ウ 仕様

- ・ A 4 二つ折り 4 ページ（展開 A 3 版）
- ・ カラー
- ・ 納品データファイル形式： J P E G、 P D F

※上記仕様は例であり、提案及び協議により変更することを妨げるものではない。

エ 作成部数

7,000 部

（内訳） 県内市町村への送付分 約 5,000 部

啓発イベント来場者への配布分 約 1,000 部

県保管分 約 1,000 部

オ 内容（案）

- ・ 家事代行サービスの紹介
- ・ 実際に利用した方の経験談 等

カ 県内家事代行事業者との調整

パンフレットの作成にあたっては、内容の確認等、県内家事代行事業者の協力を得ること。

キ 県内家事代行事業者への取材・撮影

公平さを保つため、県内家事代行事業者のサービス内容等を満遍なく掲載するよう努めること。

ク 取材原稿の作成

掲載する情報は、受注者が収集すること。

ケ 県内市町村等への送付

- ・ 県内市町村等約 40 か所（約 5,000 部）に送付すること。
- ・ 発送先のリストは、各送付先の部数を調整の上、発注者が別途提供する。

コ 啓発イベントでの周知

本パンフレットは、4（1）のイベント来場者に配布すること。（約 1,000 部の配布を想定）

サ 想定スケジュール

具体的な作成スケジュールは、企画提案に基づき、発注者と協議の上決定する。

6 月下旬～7 月上旬 家事代行事業者との連絡調整

7 月上旬 取材・撮影内容等検討

7 月中旬 各事業者へ取材・撮影

7 月下旬 取材原稿作成・確認

8 月上旬 デザイン制作

9 月上旬 校正確認（色校正含む）

9 月下旬 校了・印刷データ作成・データ入稿・印刷・製本

9 月末頃 納品（※）

10 月頃 県内市町村へ発送

※見本数部を加えた上で、5（2）に納品すること。

シ 留意事項

- ・掲載する情報は、発注者が最終確認する。

5 成果品及び納品場所

（1）成果品

- ・業務完了報告書（電子データ）
- ・チラシのデザインデータ（電子データ）
- ・SNS 広告のデザインデータ（電子データ）
- ・家事のアウトソーシング普及啓発パンフレット（紙媒体・電子データ）

（2）納品場所

青森県 こども家庭部 県民活躍推進課

6 著作権について

成果品に関する全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、発注者に帰属するものとする。また、正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を継承したものに対し、原則として著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

なお、成果品は、発注者が作成するホームページや各種情報提供媒体、行事イベント等に随時使用、複製できるものとする。

受注者は、成果品が第三者の著作権、その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。

7 その他

業務の遂行にあたっては、発注者と十分な連携をとることとし、本仕様書に定めのない事項については協議の上決定する。